

江戸川区内共通商品券を ご利用のお客様へ

お手持ちの商品券をご確認ください
(使用期限のついていない 旧・商品券(500円)をお持ちのお客様)

資金決済に関する法律第20条第1項に基づく 払戻し実施のお知らせ

昭和60年～平成23年まで江戸川区商店街振興組合連合会が発行しました「使用期限のついていない商品券」につきましては、平成27年5月31日で取扱いを終了いたしました。

これに伴い、使用期限のついていない旧・商品券について以下のとおり払戻しを行います。

お手数ではございますが、下記申出期間内に払戻しの手続きを行っていただくようお願い申し上げます。

◎払戻しを行う前払式支払手段発行者の名称

江戸川区商店街振興組合連合会

◎払戻しの対象となる前払式支払手段の種類

平成23年までに発行された使用期限のない商品券（500円券）

◎払戻しのお申出期間

平成27年6月1日(月)～
平成27年8月31日(月)まで

◎ご注意

上記申出期間内にお申出がない場合、この
払戻しの手続きから除斥されますのでご注意ください。



◎お申出及び払戻しの方法

- ①商品券をご持参される場合：事前にお知らせいただき事務所まで商品券をご持参下さい。
「払戻し申出書」に必要事項をご記入のうえ、商品券を提示していただき、引き換えにその場で現金による払戻しを行います。
- ②諸事情により商品券を持参できない場合：住所・氏名・電話番号・商品券の枚数・金額・振込先・金融機関名・支店名・預金種目・口座番号・口座名義（フリガナ）を明記した書面（書式自由）と商品券を同封し、上記事務局まで簡易書類にてご郵送下さい。到着後、確認次第で負担いただいた郵送料を加えた金額をご指定の口座にお振り込み致します。なお、郵送の場合、払戻し期間最終日消印のものまでが有効となります。（*明記された個人情報等は、払戻しの事柄以外に使用致しません。）

「江戸川区内共通商品券」払戻し申出場所及びお問い合わせ先

江戸川区商店街振興組合連合会 事務局 電話03(5667)2281

東京都江戸川区船堀4丁目1番1号

受付時間 平日10時～16時まで（土・日・祝日を除く） 平成27年6月1日